11月10日(日)は、広島県知事選挙の投票日です

問合せ
廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎㉚9101
佐伯支所（選挙担当） ☎⑫1111
吉和支所（選挙担当） ☎⑰2112
大野支所（選挙担当） ☎㉚2005
宮島支所（選挙担当） ☎㊹2000

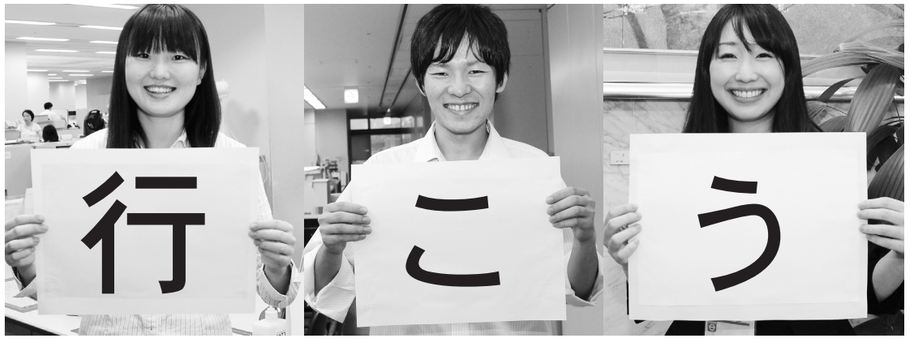

選挙権がある人

年齢など 平成5年11月11日以前に生まれた日本国籍を有する人

住所 平成25年7月23日以前に本市に転入の届け出をし、引き続き市内に住んでいる人

※市内から県内の他の市区町への住所移転は1回に限り、本市の元の住所地の投票所で投票できます。この場合、いずれかの市区町の市民課（住民課など）が発行する「引き続き住所を有することの証明書」または、住民票の写し（コピー不可）が必要となります

※7月24日以降に、県内の他の市区町から本市に転入の届け出をした人で、転入前の市区町の選挙人名簿に登録されている人は、原則、前住所地での投票となりますので、転入前の市区町の選挙管理委員会に問い合わせてください

なお、前住所地で投票するときは、いずれかの市区町の市民課（住民課など）が発行する「引き続き住所を有することの証明書」または、住民票の写し（コピー不可）が必要となります。

※7月24日以降に県外から転入した人および投票日までに県外に転出した人は投票できません

選挙のお知らせはがきを送ります

投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を郵送します。記載事項を確かめ、投票するときに持って来てください。

はがきがない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

投票日・投票時間

投票時間は、7時から20時までです。

ただし、後畑集会所・下川上集会所・平谷集会所・所山集会所・中道集会所・飯山集会所は7時から17時まで、浅原中央活性化センター（浅原市民センター）・栗栖集会所・吉和福祉センター・松ケ原こども館・中西集会所・西連集会所・宮島杉之浦市民センターは7時から19時までです。

※今回の選挙から、後畑集会所、下川上集会所、平谷集会所、所山集会所、中道集会所、飯山集会所の投票時間が変更となります

投票所は次のとおりです

廿日市地域
第1投票所 市役所
第2投票所 廿日市小学校
第3投票所 中央市民センター
第4投票所 廿日市高等学校
第5投票所 佐方市民センター
第6投票所 平良保育園
第7投票所 平良小学校
第8投票所 原市民センター
第9投票所 後畑集会所
第10投票所 串戸市民センター
第11投票所 宮内市民センター
※今回の選挙から、宮内小学校から宮内市民センターに変更となります
第12投票所 明石集会所
第13投票所 地御前市民センター
第14投票所 阿品市民センター
第15投票所 阿品台中学校
第16投票所 阿品台西小学校
第17投票所 宮園市民センター
第18投票所 四季が丘市民センター
第19投票所 地御前小学校
第20投票所 野坂中学校

佐伯地域
第21投票所 玖島ふれあいセンター（玖島市民センター）
第22投票所 下川上集会所
第23投票所 平谷集会所
第24投票所 永原集会所
第25投票所 佐伯工業団地休養施設（権現ハウス）
第26投票所 友和市民センター
第27投票所 河津原教育集会所
第28投票所 さいき文化センター（津田市民センター）
第29投票所 浅原中央活性化センター（浅原市民センター）
第30投票所 —
※投票区の統廃合に伴い、助藤、大虫地区に住んでいる人の投票所は、今回の選挙から所山集会所に変更となります
第31投票所 所山集会所
第32投票所 栗栖集会所
第33投票所 中道集会所
第34投票所 飯山集会所

吉和地域
第35投票所 吉和第二集会所
第36投票所 吉和福祉センター

大野地域
第37投票所 青葉台集会所
第38投票所 柿の浦集会所
第39投票所 大野1区集会所
第40投票所 大野2区集会所
第41投票所 対厳山集会所
第42投票所 大野3区集会所
第43投票所 大野4区集会所
第44投票所 宮島台集会所
第45投票所 大野コミュニティセンター（大野5区集会所）
第46投票所 大野6区集会所
第47投票所 大野7区集会所
第48投票所 大野8区集会所
第49投票所 大野9区集会所
第50投票所 大野10区集会所
第51投票所 松ケ原こども館

宮島地域
第52投票所 中西集会所
第53投票所 西連集会所
第54投票所 宮島杉之浦市民センター

※10月15日以降に市内での転居の届け出をした人は、転居前の住所地で投票することになります

選挙公報

候補者の経歴、政見などを載せた選挙公報を10月31日(木)ごろ配布します。また、市役所や市内の各市民センターなどにも置いています。

点字投票や代理投票

目が不自由な人は点字投票が、手が不自由であるなどのため、自分で字が書けない人は代理投票ができます。投票所の職員に申し出てください。

不在者投票

◇指定病院などでの不在者投票

一定規模以上で、不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入院（所）している人は、その病院などで不在者投票ができます。病院などの職員に申し出てください。

◇滞在先での不在者投票

出張などで市外に滞在中で、投票日までに帰ることができない人は、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

投票用紙を廿日市市選挙管理委員会に請求すると、滞在先に投票用紙を郵送しますので、滞在先の選挙管理委員会で投票してください。

日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

◇郵便などによる自宅での不在者投票

法で定める重度の障がいなどがある人で、郵便等投票証明書を持っている人は、選挙管理委員会に投票用紙の請求をすれば、郵便などにより自宅で投票できます。

※投票用紙の請求期限
11月6日(水)

※投票用紙を請求するためには、「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」の申請は、常時受け付けていますので、早めに選挙管理委員会で手続きをしてください

開票

開票は、投票日の投票終了後、次のとおり行います。

とき 11月10日(日)21時10分～

ところ 阿品台東小学校体育館

※選挙に関する情報は、市ホームページにも掲載します

期日前投票を利用してください

投票日に用事や仕事、旅行、病気などで投票に行けない人は、事前に期日前投票ができます。期日前投票の際には、「期日前投票宣誓書」に所定の事項を記入することが必要です。あらかじめ、選挙のお知らせはがきの裏面に掲載している「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入しておくと、投票の受け付けが早く済みます。期日前投票される際は活用してください。

期日前投票所
市役所7階会議室・佐伯支所・吉和支所・大野支所・宮島支所
期　間 11月9日(土)まで
時　間 8時30分～20時
※各支所では11月2日(土)から期日前投票を行えます

記載例（はがきの裏面）

期日前投票宣誓書

私は、平成25年11月10日執行の広島県知事選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので、期日前投票をしたく、以下の記載が真実であることを誓います。

平成25年○○月○○日

氏　名	廿日市　太郎	該当する□に ✓ を記入してください。
生年月日	明・大・(昭)・平 25 年 11 月 10 日	☑仕事、学業、冠婚葬祭などに従事 □上記以外の用事又は事故のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在 □病気、負傷、出産、身体障害などのため歩行困難 □住所移転のため、他の市区町村に居住
住　所	※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要	